

【2017年第10号】

貿易関係緊密化協定の
協議による投資範囲の拡大

馮雍婷 ANGEL FUNG

香港支店
業務開発室

T +852-2821-3783

E ANGEL_YT_FUNG@HK.MUFG.JP

2017年8月8日

三菱東京UFJ銀行
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2017年6月28日、香港政府と中国商務省は、《中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定》(以下CEPA)の枠組みの下、新たに「投資協議」と「経済技術提携協議」に調印した。「経済技術提携協議」は即日発効、「投資協議」は2018年1月1日から施行され、『香港サービス提供者¹』の自由貿易・投資範囲が更に拡大されることとなる。

また、CEPAの新協議公布に先立ち、同月16日には、現在、中国自由貿易試験区(以下自貿区)11ヶ所で適用されているネガティブリストが更新され、外商投資企業投資プロジェクトのうち、27項目の特別管理措置がネガティブリストから削除された。しかしながら、個別サービス産業以外の分野に対する外商投資企業の中国市場参入制限でみると、自貿区のネガティブリストに比べ、未だCEPAに若干の優位性がある。

1. 背景

CEPAは香港と中国本土間の自由貿易協定で、2003年の本文調印以降、10の補充協議が追加された。また、2014年、CEPAの枠組を基盤に「広東省と香港のサービス貿易の自由化を基本的にも実現する協定」(以下「広東協定」)を調印し、香港企業に対し、広東省域内でのサービス業市場を更に開放した。なお、当該開放措置は、翌年締結された「サービス貿易自由化協定」により既に中国本土全域に拡大されている。

こうしたCEPAによる更なる中国マーケットの開放は、香港企業の中国投資に様々な優遇を与え、両地域間の貨物及びサービス貿易をより一層便利かつ自由なものとしてきた。

当協議までのCEPAの基本内容

貨物貿易	▪ 2006年より、CEPA原産地規則に符合する香港原産貨物が、中国へ輸入される際はゼロ関税の優遇を享受することができる
サービス貿易	▪ 中国本土市場におけるサービス業に対する優遇措置の拡大(独資経営が許可されるほか、持株比例の緩和等) ▪ 専門資格の相互認証 等

¹ 香港で設立され、3年以上の事業実績を有し、香港の法律に従って法人税を納税し、事務所を所有或いは賃借し香港で従業員(過半数は香港住民)を雇用する企業を指す。

CEPAの更新は、中国政府が「第13次五ヵ年計画」で掲げる中国の香港に対する支持強化と、「一帯一路」及び「粵港澳大湾区」における香港の国際金融、物流・貿易センターとしての地位確立という、中国の国家発展に向けた戦略に合致している。また、香港政府によると、中国本土市場への進出にあたり、『香港サービス提供者』認定を取得した香港企業はこれまでに1,800社以上に達し、企業合計で約60億人民元の関税節減を享受したようだ。こうした成果を受け、両地域間の提携範囲をより拡大し、投資の利便化を更に推進する目的で、今回、「投資協議」、「経済技術提携協議」が発表された。

2. 要点

(1) 投資協議

「投資協議」は、CEPAのネガティブリストを、従来のサービス業から、製造業、鉱業及び固定資産投資といった非サービス業にまで初めて拡大したもので、香港企業は、ネガティブリストに記載された26の指定項目以外の非サービス業への投資において、中国内国民待遇を享受可能となる。また、CEPAの枠組みでは、中国は香港に「最恵国待遇」を与えるとしていることから、中国が自国の領域内で、第三国に更なる待遇を提供する場合には、香港に対しても自動的にその待遇が与えられる。

なお、中国は自貿区においてネガティブリストを導入し、一般地域と比較して外商投資企業参入のハードルを下げることで投資誘致を図っているが、特定産業への進出に関する今回の「投資協議」の内容と、自貿区ネガティブリストを比較すると、CEPAによる進出にはまだ一定の優遇があることが見て取れる。

【CEPAと自貿区ネガティブリストにおける特定産業(非サービス業)への進出条件比較】

領域	CEPA	自貿区
グラファイトの採掘	合資	政府の審査許可
タングステンの精錬	更なる優遇措置 ²	
船舶(ブロックを含む)の製造		中国側持分支配
幹線・支線航空機の製造		
3トン級及びそれ以上の民用ヘリコプターの製造		
一般航空機の製造		合資・合作
石油、天然ガス、炭層ガスの採掘	合資・合作 (中国国民に完全に開放された後)	認証企業と生産物分与契約を締結する形 の合作のみ

(2) 経済技術提携協議

「経済技術提携協議」は、香港企業向けの具体的な参入措置を示す「投資協議」と異なり、香港と中国の経済及び技術に関する提携を強固にするために、CEPA及び各補充協議に基づき締結したものである。

当協議では、香港と中国の結びつきを重視した、より緊密な協力方針を示しており、専門職業サービス、金

² 工業貿易署への口頭確認によると、優遇措置についてはまだ調整中であり、詳細は2018年に発表される可能性が高い。

融サービス、観光サービス及び科学技術革新など、多岐にわたる分野での提携強化を強調している。また、当協議の「一帯一路」及び「粵港澳大湾区」プロジェクトに関する章では、香港が当該プロジェクトに参加するにあたり、共同プラットフォームと相互情報交換システムの強化等、中国とより緊密な協力を推進することを奨励している。

3. まとめ

自貿区ネガティブリストが外商投資企業に対する制限を更に開放することにより、CEPAによる外商投資企業の中国への進出に対する優位性が薄れてきつつあるものの、今回の「投資協議」におけるサービス産業以外の分野に対する開放は、両地域での更なる投資自由化に向けた一つの重要な進展といえる。外商投資企業が新たな開放分野で中国という巨大マーケットへの進出を検討するにあたっては、香港サービス提供者としてCEPAの枠組みでの進出の優位性を確認し、積極的に香港拠点を活用した投資スキーム構築をすることも一つの選択肢として考えられるであろう。

以上。

【参考資料】CEPAと自貿区ネガティブリストにおけるサービス業での進出条件比較(抜粋)

領域	内容	CEPA	自貿区
法務サービス	法律サービスの提供	合作	駐在員事務所のみ可
通信サービス	付加価値通信サービス	独資 (深セン前海と珠海横琴のみ)	外資比率50%まで
管網設備	都市ガス、熱及び給排水管網の建設及び運営	独資 (広東省内且つ人口が100万人以下の都市)	中国側持分支配
保険業務	保険会社、保険代理店の設立	独資	管理機関の許可に基づく
医療サービス	医療機関	独資	合資・合作
航空輸送サービス	航空機の整備・修理	独資	合資・合作
文化サービス	出版物の印刷	出資比率70%まで (深セン前海、珠海横琴のみ)	中国側持分支配
	映画館の建設及び経営	独資	中国側持分支配
	音響・映像製品の出版及び製作業務	独資	禁止
	公演代理機構の設立	独資	中国側持分支配
	オンライン文化経営への投資(ニュース、出版、番組視聴サービス)	中国側持分支配	禁止

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.